

障害がある人もない人も共に生きる社会を目指して

アパートを借りるときに障害があることを伝えると、それを理由に貸してくれなかった。



盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら入店を断られた。



障害がある人は保護者や介助者が一緒にでないと窓口対応しないと言われた。



本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。



ワークⅠ 考えてみましょう！

- 障害がある人との出会いや関わりについて、振り返ってみましょう。

ワークⅡ どう思いますか？

障害がある人もない人も共に生きる社会を目指して

～滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例が施行されました～

1 条例の目的

この条例は、障害がある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指しています。

2 対象となる「障害者」とは？

この条例の対象となる「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。

身体障害、知的障害、精神障害、難病などにより心身の機能の障害がある人であって、障害および社会の中にあるバリアにより継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人すべてが対象です。

→これは「[障害の社会モデル](#)」の考え方に基づいています。

障害者手帳

この条例では、障害を理由とする差別を解消するため、すべての県民、事業者、障害がある人に対する差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供を求めています。詳しくは本冊子 P.71 をご覧ください。

障害を理由とする差別とは？

正当な理由がなく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけるたりすることです。

